

『グループ法人税制における無対価取引の税務 Q&A』

訂 正 と お 詫 び

『グループ法人税制における無対価取引の税務 Q&A』におきまして、以下の間違いがありましたので、訂正いたします。読者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

株式会社 中央経済社

P.91 第2 パラグラフ 3 行目

誤) Q-1-38

正) Q-1-37

P.91 【A 社における仕訳 ①】に下記(注)を追加

「(注) 現物出資損失は譲渡損益調整資産の損益の繰延に該当するが譲渡先で貸付金と借入金の混同が生じるため、即座に実現する。」

P.92 【B 社における仕訳】

①A 社からの現物出資

誤)

(貸付金) 100 百万円

(資本金等の額) 100 百万円

正)

(貸付金) 0 円

(資本金等の額) 0 円

②混同による消滅

誤)

(借入金) 300 百万円

(貸 付 金) 100 百万円

(債務消滅益) 200 百万円

正)

(借入金) 100 百万円

(貸 付 金) 0 円

(債務消滅益) 100 百万円